

肝炎対策の充実に関する意見書

我が国には、B型肝炎150万人、C型肝炎200万人の患者及び感染者がいると推定されている。肝炎対策については、平成22年11月に基本理念や国などの責務を定めた肝炎対策基本法が施行された。

また、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が平成20年1月に、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法が平成24年1月に、それぞれ施行され、患者等が裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。

しかし、感染当時のカルテ等明確な証拠が用意できないことなどから救済を受けられない患者も多く、中には、医療費を払えずに治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる場合もある。

そのため、肝炎対策基本法に基づき、B型肝炎・C型肝炎患者等の支援に必要な法整備や財源の確保を図り、患者及び感染者が、いつでも、どこでも安心して治療を受け続けることができるよう、肝炎治療を支える公的支援制度の充実が求められている。

よって、国におかれては、下記事項について速やかに必要な措置を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費に関する公的支援制度を確立すること。
- 2 肝臓機能障害に係る身体障害者手帳の交付基準を改善するなど、肝硬変、肝がん患者への支援策を講じること。
- 3 肝炎ウイルスの未受診者、ウイルス陽性者のうち未治療者の実態を調査し、早期発見、早期治療につなげる施策を講じること。
- 4 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化を図ること。
- 5 肝炎に関する正しい知識の普及啓発、偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。
- 6 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月2日

熊本県議会 議長 藤川 隆夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	田村憲久様